

障害児保育 申請のご案内

【令和9年4月入所用】



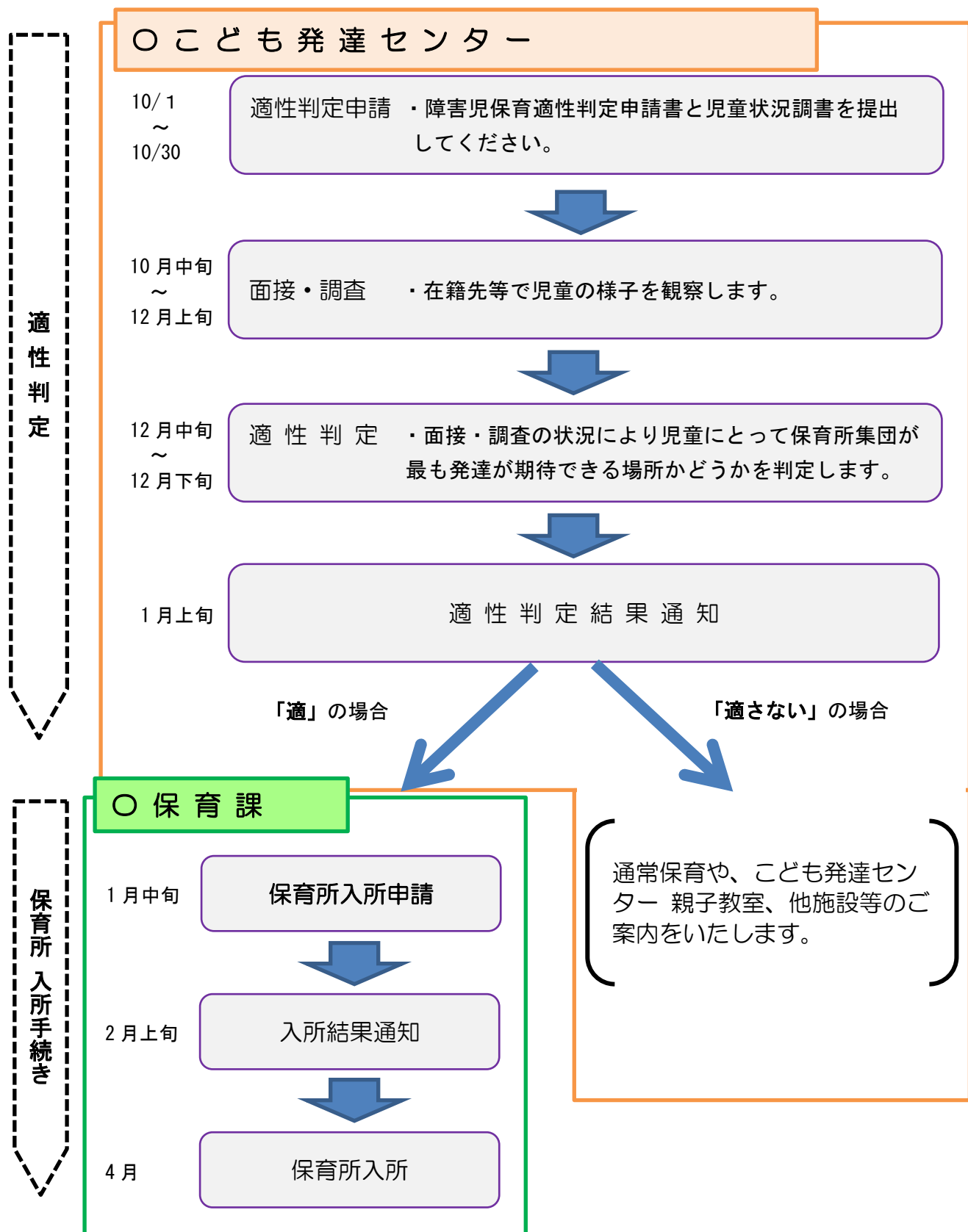
障害児保育とは

上尾市立保育所では、心身に障害のある、または発達のできやかなお子さんが、集団での生活や遊びを通して、ともに育ちあい、心身の発達や基本的な生活習慣、社会生活を身につけられるようになることを目的として、障害児保育を行っています。

- ◆ 保育所は集団生活の場所であることから、専門的な治療や訓練をおこなうことはできません。
- ◆ 申込みをされたすべてのお子さんが入所できるわけではありません。こども発達相談センターでの適性判定の結果、障害児保育での生活により最もお子さんの発達が期待されると認められた場合に入所申請となります。



障害児保育 入所までの流れ



※ご不明な点がございましたら、問い合わせ先（最後のページに記載）までご連絡ください。

適性判定について

- ＜適性判定申請方法＞ 障害児保育適性判定申請書および児童状況調書に必要事項を記入して、上尾市こども発達センター(上尾市荻丁目東22-1 (子ども・子育て支援複合施設 AGECCOCO 内))へ提出してください。
- ＜申請期間＞ 10月1日(木)～10月30日(金) 9:00～16:30
締切厳守
- ＜判定方法＞ 面接・調査等を行い、審査会において集団保育の適否について判定します。
- ＜適性判定結果＞ 1月上旬
- ＜対象保育所＞ 公立保育所

—障害児保育に、適当と認められる児童の状況—

基本的生活習慣：食事・排泄・着脱が一部介助にてできること。

集団参加：保育者と一緒であれば、集団に入れること。

場面行動：保育者の指示によりある程度、行動ができること。または他児童の行動をまねして行動しようとする事。

指示理解：言語にてある程度、日常生活の基本的な指示に従えること。(理解できること)。

意思伝達：相手に自分の意思を言語や動作にてある程度、伝えられること。
また、その意思を保育者が理解できるものであること。

全体評価：保育者による一部の介助や指示にて行動できること。または他児童の行動を模倣して行動しようとする事。もしくは短期間にてそのような行動が取れるようになると見込まれること。

おおむね年少児(3才児)以上。

○当該児童にとって保育所集団が最も発達が期待できる場所と判断したとき

—判定の結果、適当と認められない場合—

- ・通常保育の中で他児童とともに過ごせる場合には、「通常保育」のご案内をさせていただきます。
- ・常に介助や指示が必要で、その程度が大きい場合であれば、お子さんの発達を促すには個別的な関わりができる小集団での保育が望ましいと判断されます。

保育所入所手続きについて

- ＜入所申請方法＞ 保育所入所申請書等に必要な事項を記入して、保育課へ提出してください。（上尾市本町3－1－1市役所内5階）
- ＜入所申請時期＞ 1月中旬
- ＜入所結果＞ 2月上旬に連絡
- ＜対象保育所＞ 公立保育所
- ＜入所月＞ 4月

保育所での一日

時 間	内 容
8：30	登園 自由遊び・クラス別保育
11：30	給食
13：00	お昼寝
15：30	おやつ
16：30	降園

※認定区分は「保育短時間」（1日8時間）となります。入所決定後に就労を開始された場合も保育短時間内での利用となります。

※上表の保育内容や時間は、保育所及びお子さんの状況によって、変わる場合があります。

○保育所の体制

障害児保育対象児童が入所したクラスに1名の保育士を加配します。また、お子さんの状況により、1クラス2名まで対象児童を受け入れることもあります。（例：4才児20名のクラスの場合、通常1名担任のところ2名になります。加配保育士は常時対象児童に付き添うのではなく、20名の児童を2名の保育士で保育することとなります。）発達に応じた支援に対する助言の為、専門職による巡回指導を行っています。

【問い合わせ先】

■障害児保育に関すること：

上尾市役所 保育課

〒362-8501 上尾市本町3-1-1

電話 775-5044（直通）/ FAX 774-5342

■適性判定に関すること：

上尾市こども発達センター

〒362-0082 上尾市壺丁目東22-1

（子ども・子育て支援複合施設 AGECCOCO 内）

電話 725-3373 / FAX 725-2971